

別記様式（第4条、第7条関係）

調査基準価格等の算出における留意点

本市における調査基準価格等や低入札価格調査における算出は、**直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費**の4つの費目を基準にしています。

しかし、本工事においては、この項目に含まれない費目がありますので、調査基準価格等や低入札価格調査における工事費内訳書の算出に際しては、その費目を下記の通り分類します。

なお、調査基準価格等の算出につきましては、「宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」をご確認ください。

	分類する費目
直接工事費 に分類されるもの	・ 機器費 ・ スクラップ費
共通仮設費 に分類されるもの	
現場管理費 に分類されるもの	・ 据付間接費 ・ 設計技術費
一般管理費 に分類されるもの	